

「村落 と 環境」

第9号

2013年7月
村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。
その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。
2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。
会長は事務局長を指名する。
3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事會を置く。
2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
4 監事會については、別に監事會が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成22年9月3日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

村落と環境

(第9号)

目 次

第9回シンポジウム開会あいさつ（江渕 武彦）

特別講演

今後の入会林野政策についての道筋 1
(松原 明紀： 林野庁林政部経営課長)

第1報告 生産森林組合経営検討会について 5
(植木 寿朗： 長崎県県央振興局林業課)

第2報告 福岡県の入会林野の現状と課題について 11
(西山 幹男： 福岡県農林水産部林業振興課)

第3報告 共有山は山村地域の住民にとって何であるのか 19
— 島根県浜田市弥栄町小坂集落の事例から —
(福島 万紀： 日本学術振興会特別研究員・島根大学生物資源学部)

閉会あいさつ（川原 祥治） 31

[研究会記事] 32

村落環境研究会第9期第1回理事会・総会議事録

第1号議案 第8期事業報告及び決算報告

第2号議案 第9期以降の方針について

編集後記

第9回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦（島根大学）

本会の前身である西日本入会林野研究会の会報を開いてみると、とりわけ初期から中期にかけて、入会林野整備事業のノウハウについてやりとりが目につきます。主催県のあいさつの内で、この研究会の名称を誤って「西日本入会林野整備研究会」と称した人がいたことも印象的でした。しかし、この研究会は（そして本研究会もまた）、入会林野整備事業を実施するかどうかは完全に入会権者の自由意思にもとづくものとして、同事業の推進を目的としていたわけではなく、また、個々的ケースにおいてこの事業を勧奨したこと也没有。西日本入会林野研究会は、正しい情報を確認し、望ましい林野管理集団の在り方を模索することを目的にしていました。したがって、報告の中には、かような場合には入会林野整備は必要ない、という内容のものもありました。シンポジウム開催に先立って、つねに研究会代表から、「発言者は本シンポジウムでの発言にあたっては一切の政治的責任を問われないことを確認する」との宣言がされていました。これはたとえば、入会林野整備事業に関しては政策のみを配慮するのではなく、研究者のみならず、整備事業を進める立場の行政担当者からも、客観的かつ自由な発言を促進したい、という理念にもとづくものでした。

本研究会は、林野以外の財産にも研究対象を広げていますが、旧研究会の上記の理念は、そのまま受け継いでいます。本年も、その精神により、活発な議論をお願いいたします。

特別講演

今後の入会林野政策についての道筋

林野庁林政部経営課長 松原 明紀

1 森林・林業再生プラン

現在の林野庁の最大の課題は、「森林・林業再生プラン」の推進です。森林資源が充実しつつあるいま、今後 10 年間かけて、森林整備の集約化、路網の整備、人材の育成を柱にして、木材の安定供給体制を作り、それを需要に繋げて木材の自給率 50%を達成することが主な内容です。

とくに、川上においては、森林整備の集約化を通じ、木材を安定して供給できる体制を作ること、川中においては、輸入材に対抗できる効率的な加工技術体制を作っていくこと、川下においては、国産材の需要拡大を図るということ——これが林野庁の目標です。

とりわけ森林整備の点では、今後、徐々に主伐期を迎えるが、無秩序な伐採と未植栽地の発生の未然防止といった措置を強化しています。このような政策を通して森林の持つ多面的機能の発揮を図ることが、再生プランの狙いです。

我が国の森林所有形態は、零細小規模です。そのため、森林を面的に取りまとめて計画的かつ効率的な森林整備、木材生産を可能にすることが大きな課題です。その方策の一つが、森林経営計画制度です。現在、その推進に全力を尽くしています。

2 入会林野整備の状況と課題

昭和 41 年に入会林野近代化法が制定され、整備を推進してきた結果、これまで 57 万 6 千haの整備が実施されました。そのピークは昭和 49 年の 5 万 3 千haで、その後は徐々に減少を続けています。平成 9 年以降は、約 1 千～2 千haで推移し、平成 23 年度は 1,085 haの実績です。平成 23 年度の入会林野整備の意向調査を行ったところ、未着手 43 万ha の内、整備の意思があるのは 1 万 5 千ha程度ということで 3.5%にとどまっています。

この状況の中、問題点、課題として挙げられることは、権利関係が複雑で整備が困難な入会集団が結果的に残っているということがあります、あるいは林業採算性が厳しいために整備意欲が湧かないということもあるかと思います。今後は、このような問題点の対応を図りながら、入会林野整備の意思がある、または可能性のある入会林野集団に対して引き続き、積極的に指導・助言等を行い、入会林野整備を図っていただくというが必要かと思います。

3 広義の入会林野政策に関する私の問題意識

入会林野近代化法は、制定からそろそろ 50 年を迎えるとしています。本日のテーマは、同法の意義を再考し、現下の状況を踏まえ、入会林野政策——ここでは生産森林組合所有の林野を含めた広義の入会林野に対する政策を含め、それを再構築していかなければならないという問題意識です。ただこれについては、まだ我々担当レベルで議論している段階で、林野庁の問題意識というには少しおこがましい点もありますので、私の個人的な報告とご理解ください。

入会林野をめぐる研究会として、東日本、中日本、西日本とそれぞれで熱心に毎年議論していただいている。先々週は福島大学で、先週は石川県での大会に出席することができました。今週はこちらで説明させていただけるということで、日本全国の関心をお持ちの皆様にご披露できるという機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

私は、7 年前に東北大学公共政策大学院に、2 年の任期で実務家教員として出向していました。ここで研究・教育テーマは公共政策論の観点からの農業政策でした。その中で、政策プロセスをどのように進めていくのかとの観点で研究していました。それは、まず課題を設定し、それにもとづいて立案し、決定する、というプロセスです。

決定の場は、最終的には法律なり予算であり、政治の世界です。それを実施し、結果を評価し、その評価の中から課題がまた生まれてきます。このプロセスの連続で政策が進みます。

この観点から今の入会林野政策の状況を考えてみると、入会林野近代化法の策定段階において、その時代に応じた課題設定があり、それを法律・予算という形で立案し、国会で法律なり予算が決定され、実施してきたわけです。そして、その年々の評価はなされていましたが、近代化法の原点にまで遡った評価というのは、実はされてなかつたのではないか、これをやらないとこれまでの実証を踏まえた現時点の評価は困難ではないでしょうか。このような評価をもとに、現在の課題を考えてゆく必要があろうと思います。

4 立案の出発点

第一に、政策立案担当者の常道は、まずは現状を正しく把握することです。具体的にいえば、県のご協力をいただきながら、生産森林組合の統計を取り、また、地元の整備の意思については、県を通して毎年調査をしています。ただし、データに穴が空いている部分があるのではと思います。それを正しく補充しなければなりません。

第二に、入会林野政策の経緯を正しく把握し直し、それを評価する必要があります。昭和 39 年に制定された（旧）林業基本法は、「林業総生産の増大」を目的の一つとしています。これにもとづき、昭和 41 年に入会林野近代法が制定されました。この時の成立経緯

を踏まえ、当時、入会林野がどのように考えられていたのか、もう一度整理する必要があるのではないかと思います。また、政策を推進するにあたり、適切に対応してきたかどうかをよく整理して検討しなければいけないのではないかと思います。

5 検討の視点

検討にあたっての視点の第一は、ゼロベースの発想です。われわれ政策立案担当者が最も戒めるべきは、自分で壁を作ってしまうことです。政策を実施するに際して存在する制約条件を前提に、発想がこじんまりとしてしまうことがあります。そのような壁を乗り越えなければなりません。たとえば、現下の状況に照らして、そもそも入会林野を整備することの意義は何か、といった点をもう一度考えなければならぬと思います。注意すべきことは、そもそも入会林野整備は手段であって、整備自体が目的ではないことです。これを肝に命じていなければと思っています。

もとより、整備後の経営形態として生産森林組合方式を王道路線として政策上捉えてきた経緯があります。しかし、ゼロベースで発想すれば、この点はニュートラルに考える必要があります。この立場で、入会林野整備の後どういう形態をとるか、あるいはすでに設立されている生産森林組合を解散するという話があった時、解散後にどういう形態を採ることがベストなのか、適切に判断する必要があります。

第二は、視点の具体的な内容です。平成13年に（旧）林業基本法が改正されて森林・林業基本法が成立しましたが、われわれは、この現行法の枠内で動くことになります。これを基礎として、入会林野整備という政策の目的の現代的意義を考えなければなりません。さらに、現在、再生プランにおいて、森林施業の集約化の促進が課題の一つになっています。加えて、森林経営計画との関係をどのように整理するか、忘れてはならないことです。その上で、現場でどのような問題点・課題が生じているかをよく認識する必要があります。もう1つ、視点として大事なことは、国の役割です。市場原理という基本的な経済システムと、地方分権という基本的な法理念に対して、国がどのように関わってゆくべきか、これを十分に考えなければなりません。

以上のような検討にあたって明確にすべき視点を踏まえ、課題を抽出する必要があります。上記の諸視点から得られたデータ、制度成立の経緯などから、どのような課題が出てくるでしょうか。これを確定する作業が必要です。さらに、この確定された諸課題にどのように対応してゆくか。対応の内容を固めなければなりません。この中で、入会林野整備なり、生産森林組合制度を考えることになると思います。

6 進め方

対応の内容が固まれば、次にスケジュールを考える必要が出てきます。われわれが「ロジ」と略称しているロジスティック（効率的な流れの管理システム）が必要ということです。たとえば、入会林野政策を単独で打ち出してゆくということは、林野庁・農林水産省のリソースの上から難しいと思います。様々な政策のパッケージの中に、個別的政策を織り込む必要があるのです。そのために、われわれは、5年に一度、色々な政策のパッケージを見直す仕組みを有しています。これが、森林・林業基本法にもとづく森林・林業基本計画であり、この中に、当面実施される政策のリストが存在しています。逆の言い方をすれば、入会林野に対する政策をこのリストの中にどのように載せてゆくかが課題となり、その載せ方についても、全体の森林・林業政策の中での位置付けが必要です。

そうすると、次に、「ロジ」をどうするか、という点の検討が必要となります。まず立案の段階で、現場の権利者、地方行政実務家、研究者の協力をいただきなければなりません。さらに、他の関係施策との調整・連携が必要です。そもそも入会林野政策は林業経営に関する政策に強く影響されることになるのですが、たとえば施業の集約化、森林の総合利用、山村振興、森林経営計画といった諸政策とどうリンクするかを考えいかなければなりません。このような観点から、どのような関係者と調整しなければならないか、おのずから定まります。

最後に、作り上げた案を世の中にどう打ち出していくか、これが最も難しい問題です。色々な機会をつくって、世の中の理解を得ながら課題設定以降のプロセスに乗せていく必要があります。今後、具体的な話は、徐々に私たちの考え方を固める中で申し上げていきたいと思っています。これに対し、様々な観点からご意見をいただき、また考え方をお伺いしたいと思います。

第1報告

生産森林組合経営検討会について

植木 寿朗（長崎県県央振興局林業課）

はじめに

この報告は、生産森林組合の経営改善をテーマとしている。生産森林組合は、先祖から受け継いだ各地区の森林を守る組織である。ただ、この組織には、山林からの収入が乏しい一方で法人住民税その他の支出が多く、加えて組合員の高齢化や減少といった問題が山積している。これらの問題は、個々的組合では解決できない。これに対応するために、生産森林組合相互の結束を高め、上記問題を共通課題ととらえて取り組む必要がある。

1 長崎県県央振興局管内の生産森林組合

総組合数 32、組合員総数 32787 名、経営面積の合計 1786ha となっている。組合員一人当たりの面積は 0.54ha で、小規模といわざるをえない。32 組合のうち、8 割を超える 26 組合が 50ha 未満の小規模組合である。また、直営林を有せず全山林につき経営を委託したり分取契約を結んでいる組合が 6 つ存在する。これらは、伐採木収入が得られない組合である。

32 組合中 22 組合において、当期剰余金がない。また、17 組合において、繰越剰余金がない。繰越剰余金を有する組合も、一時的な販売収入を留保したまま繰り越しを続けてきたという状況である。間伐材収入やシイタケ原木販売など、生産森林組合の本業による収入をもたない組合が 20 もある。ただ、土地の貸付金や出不足金などによる事業外収入を有する組合は 20 にのぼる。

平成 18 年の総組合員数と比較すると 48 名しか減少していないが、今後は高齢化による急激に減少すると推測している。50 名未満の組合は 14 で、小規模な組合が多いことが、経営面積ばかりでなく組合員数でもうかがえる。

2 T 生産森林組合

この組合は、長崎県諫早市小長井町、佐賀県境に位置する、組合員数 11 名、所有山林面積 7.46ha の小さな組織である。所有林すべては、県との分取契約の対象となっている。樹種はヒノキで、林齢 45 年ないし 50 年、保安林指定を受けている。

同組合の貸借対照表によれば、短期借入金 3 万 3 千円、長期借入金 136 万 2 千円、欠損金 145 万 3109 円となっている。損益計算書によれば、収益はゼロで、このため人件費の計上もできず、組合長や事務方は無給でがんばっている。収益がない一方で、法人住民税均等割が 7 万 1 千円賦課されている。その納付のため、毎年、組合員からその資金を借り入れている。その額は、一人当たり年額 6500 円にものぼっている。このような例は、県

央振興局内では珍しくない。

3 生産森林組合の将来

(1) 解散の検討

これまで見たように、県央振興局内の生産森林組合の経営は、かなり厳しい。そのために、組合解散を検討している地区も存在する。収入がほとんどないにもかかわらず、法人住民税均等割や登記費用の負担が大きい。これからも、その費用を組合員からの借入金でまかない続けるは難しい。さらに、山林における下刈や間伐といった作業は、高齢化しつつある組合員にとって負担が大きい。あるいは前述のように、ここしばらくの組合員数の減少は 48 名とそれほど大きくないが、今後は、死亡による脱退が多くなるだろう。そうすれば、残った組合員の経済的・体力的負担はさらに大きくなる。

T 生産森林組合は、前述のように経営面積が狭い。現地では、このような小規模な山林を維持するのに生産森林組合という組織を保つのはあまり合理的ではないと考えられ始めている。そのために、T 組合を含め、4 つの生産森林組合が解散を検討している。その予備軍ともいべき組合は、10 ほどある。

解散には、経費がかかる。まず、清算所得課税がそれである。次に、司法書士・行政書士・税理士に解散のための手続を依頼した場合、報酬を支払わなければならない。むろん、自力で手続を踏むことができればよいが、解散にかかる手続は非常に煩雑なので、専門家に依頼せざるを得ないだろう。

欠損金処理を行う場合、10 年前から解散のための準備にかかる必要がある。すなわち、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間は 9 年とされていることに鑑み、山林の評価額と繰越欠損金額を一致させるとすれば、10 年前から欠損金を正確に記帳して繰越すという処理をしなければならない。

解散後の山林の所有主体をどうするか、という点も検討する必要がある。地縁団体設立の措置を執り、この団体へ山林を寄附するという方法、分筆して個人有とする方法、売却するという方法が考えられる。ただ、分筆に数百万の経費がかかることもありうる。

以上を考えると、生産森林組合の解散は、手続の問題を含めて困難な要素が多い。

(2) 活性化への努力

長崎県は、以下の点で生産森林組合の活性化支援をしている。

- ① 本業による収入確保
- ② 組合員各自による起業
- ③ 企業等からの支援を受けてする森林の適正管理
- ④ 経費削減
- ⑤ 森林学習・組合員向けの学習
- ⑥ 諸生産森林組合を連携した組織の設置

まず、①について、H 生産森林組合を例として報告したい。この組合は、所有山林面積

は 177ha、このうち人工林は分収林 23ha を含む 125ha、林齢 40 年ないし 45 年生となっている。利用間伐可能面積も増加しているが、これまで利用間伐による事業収益はまったくない。そのため、組合の運営は、組合員が収める賦課金（借入金の形態ではない）でまかなってきた。税金を含む年間組合経費は、90 万円ないし 100 円にのぼる。

組合の役員とともに組合有山林に入って現地を確認したところ、前述のように、利用間伐が可能な山林が少なくないことがわかった。ただし、作業道整備が十分ではない。そこでまず、間伐地を模擬的に決定し、それに合わせて作業道整備を検討した。具体的にいえば、平成 24 年度に 7.09ha、25 年度に 7.28ha、26 年度に 8.5ha、27 年度に 18.17ha、28 年度に 17.25ha と、5 か所の間伐地を定め、時計回りで間伐する（この順番にもとづく間伐のため作業道も効率よく整備する）という計画を立案してみた。

組合維持のための経費は、税金（法人住民税・事業税）が 20 万円、それ以外の管理運営費を 75 万円、合計 95 万円と想定する。

利用間伐にもとづく収益として、1ha 当り 10 万円が取得できると思われるため、たとえば平成 24 年度に 70 万 9 千円、25 年度に 72 万 8 千円が得られると予想できる。この他、事業外（土地の貸付にもとづく）収入が毎年 22 万円得られるので、これを計算に入れると、H 生産森林組合においては、7.28ha の間伐によりその年の収支が均衡することとなる。現在は、森林組合による現地調査も終了し、本年 10 月中には、森林経営計画を策定する予定である。

次に、②について触れたい。まず本業から収益が得られないのなら、それ以外の収益方法を模索すべきである。たとえば、T 生産森林組合は、前述のように規模が小さく、本業たる林業生産からの大きな収入は期待できない。しかし、森林から得られる産物は、木材に限らない。たとえば、現代においても、必ずしも炭は時代遅れの燃料ではない。あるいは炭焼き時に副産物として得られる木酢液は用途が広く、独自の商品価値を持ち、その利用の発展が見込める。そこで、同組合では炭窯を作り、可能性を模索している。また、長崎県東彼杵郡にある東彼杵林業研究会は、山林の中で花卉栽培を実施し、ハランのブランド化に成功して、その販売による収入を得ている。この研究会からハランの苗の提供が受けられることとなった。同研究会会員の多くが山林所有者で、生産森林組合の窮状をよく理解しており、苗の提供はその支援の志による。これを受けた生産森林組合の仲間内で協議し、ハランを栽培する試験区を作ろうという計画が立てられた。

③については、長崎県有林の例をお話ししたい。長崎県は、長崎トヨペットとネットワーカーより、所定県有林の保全ための資金を受けている。その期間は 5 年間で、金額は 600 万円から 700 万円にのぼる。このような企業からの支援を、生産森林組合の山林についても、受けられないだろうか。

たとえば滋賀県は、「琵琶湖森づくりパートナー」という、企業等と森林所有者との間の協定にもとづく制度を設けて、森林保全のための支援を企業に呼びかけている（編集者註： 滋賀県の HP によれば、平成 25 年 4 月 16 日現在で支援に参加している企業・団体等は 18 にのぼる）。特筆すべきは、協定当事者としての森林所有者の多くが生産森林組合であること、

支援の対象となる山林が 10ha 程度と比較的小規模なものもあること、支援者として名乗りを上げている組織はキリンビール、ブリヂストン、サントリー、コカコーラウエストといった大手企業から、滋賀県中小企業家同友会大津支部といった地元の組織まで幅が広いことである。長崎県でも、このような方法を模索すべきではないかと思う。

決算書作成講習会の例が、④である。決算書作成を外部に委託している生産森林組合があるので、組合関係者にパソコンを持参してもらってその作成講習会を開いた。そのほか、収入が多くないにもかかわらず役員報酬が大きい組合が見られたので、その額の抑制の必要性についても話をした。企業が普通にしている経営コストダウンの努力を、生産森林組合もすべきであろう。

学習会の開催（⑤）も必要である。②で紹介したハラン栽培への取り組みに見られるように、農林業にも飛躍的なビジネスチャンスはある。生産森林組合も、そのための学習をしたらよい。その例を一つ紹介しよう。

伐採後に山林内に投棄される残材、製材過程で生ずる木の切れ端やオガクズなどは、有効な資源・木質バイオマスである。われわれは、住友林業フォレストサービスの安藤さんを講師として招き、この木質バイオマス利用の展望について話してもらった。これまでゴミとしてやっかい視していたものにビジネスチャンスがある。この理解が、同学習会の成果である。様々な人々からこのような情報の提供を受けることによって、生産森林組合のテンションが上がり、未来が開けるかもしれない。

第1報告に対する質疑

（座長 野村） 近年、生産森林組合解散の傾向が出てきているように聞く。まず、組合の経営上の問題から検討したい。

（牧） 小規模組合では、法人住民税の均等割は 7 万 1 千円であるが、出資金 1 千万円以上、若しくは従事者 50 名以上になると、県民税 5 万 2 千 5 百円、市民税 13 万 1 千円となる。大規模の組合は、納税が大変ではないか。

（植木） それでも、大規模組合においては、土地の貸付料収入など得たり、森林の一部を分収林、他を直営林として経営し、組合を維持している。また、大規模組合の場合、組合員数が多く、1人当たりの負担の金額が低くなるというメリットもある。そのため、大きな組合の方が有利という面もある。ただ、大規模組合で収入の乏しいところは苦しいだろう。出不足金収入で維持している組合もある。組合の規模別に、一概には言えない。

（高尾） シミュレーション結果の中に資料の中に法人税、事業税及び事業税額 20 万円とあるが、事業税は林業の場合、非課税でありそんなに税金がかかるのか。

（植木） 法人住民税均等割がほとんどである。

（福島） シミュレーション結果の事業の収益というのは生産森林組合の方自身が行うと想定して作られたと考えてよいか。委託などは入ってないと考えてよいか。

(植木) この場合は、委託である。

(福島) 委託でそれだけの収益を計上できるのか。

(植木) 森林組合に利用間伐を委託して、その上でha当たり 10 万円なら材価が厳しい中でも採算は取れるものとして委託している。

(福島) 委託を受ける森林組合または作業班が請け負えるというような額でシミュレーションしたのか。

(植木) その額でシミュレーションした。ただ、その後、今年の春くらいから材価が大きく下がり心配しているが、また上がっていけばどうにかなるのではないかと思う。ha当たり 10 円というのはそんなに高い金額ではない。委託を受けた組合に手数料を支払ったとしても採算が取れる見込みで、今後ともどうにかうまくいけばよいと思っている。

(小林) 生産森林組合は自ら森林整備をする組合で委託は好ましくないと聞いている。

(植木) 森林組合による受託には、いろいろなパターンがある。また、森林造成と違い木材生産は、生産森林組合の組合員では不可能である。そもそも、木材生産は収益事業であり、直接作業を実施する必要はない。今度の経営計画では、委託契約を森林組合と結ぶことも認められている。とくに、法令には触れないと思う。

(岡本) 長崎県では、入会整備せず生産森林組合になっていない団体は残っているか。

(植木) 県内では、まだ入会集団は残っている。

(岡本) 入会集団は、地縁団体になれるのだろうか

(植木) 生産森林組合が解散し、その後、元組合員による地縁団体を設立は可能だ。

(高尾) 登記があまり複雑でなければ、入会地を地縁団体名義にすることは難しくない。しかし、入会地の登記が複雑であれば、入会林野整備を経由しなければ難しいだろう。

(岡本) 地縁団体は、利益を追求する団体ではなく、地域内の居住者の共益的な目的にもとづく。入会集団や生産森林組合は、収益を構成員に配分することができ、その意味では、利益集団といえる。そうすると、入会集団がそのまま地縁団体になることはできないのではないかと思う。

(江淵) 論理的には、入会権者全員が入会権を解消し、入会財産を個人的共有物に転化した後、その共有者が地縁団体に当該共有財産を贈与することは可能である。しかし、現実には、入会権者らが入会権という権利や贈与を意識せず、単なる名義借用の意識をもって、当該地域で設立された地縁団体の登記名義とする場合がある。その後、その土地が実体上当該地縁団体の所有物なのか、それともいまなお入会地であるのか、という点で紛争になった地域があると聞いている。

(松原) 私は、平成元年から 4 年にかけて、林野庁森林組合課で勤務していた。その当時、地方自治法が改正され、地縁団体の制度が新設された。その時の経緯を説明したい。一般に、ある省が法案を作る場合、閣議決定の前に、他の省に協議する、いわゆる「法令協議」という慣例がある。地縁団体制度の新設を含む地方自治法改正法案の作成は、当時の自治省が担当したが、農水省も協議を受けた。その過程で、私も地縁団体に関する改正法案を見て、入会林野整備との関わりをどう整理するか、という点を意識した。そこで、

この法案をめぐり、入会林野との関係について、自治省の担当者に聞いたところ、この担当者は、「入会」をまったく意識していなかった。集会所等の地域共有財産を当該地域の組織（地縁団体）名義で登記する途を開く、というのが、この改正法案の趣旨であり、当時の法改正において、入会林野を対象とするという点については想定されていなかったといえる。この時の協議では、自治省担当者との間で、入会林野集団と地縁団体とは異なるという点を整理し、その認識で同担当者と一致した。その後、この点に関して、自治省行政局行政課長の都道府県知事あて通知が法解釈通達として出されている。現在、それがまだ効力を有しているかどうかは定かではないが、前述の整理はこの通知の中で明らかにされている。しかし、地縁団体に対してこれを正式な権利義務主体として認可するのは市町村長であるから、国が規制することはできない。そこは、個別的事情を考慮して、市町村行政の中で運用されていると思われる。

（豆田） 佐賀県の場合、かつて 176 の生産森林組合があったが、現在は、131 に減少している。組合解散後、森林を認可地縁団体資産とした例がほとんどである。地縁団体の認可の申請・審査はそれほど難しいものではないと聞いている。

（岡本） 松本英昭著「地方自治法逐条解説」では、地方自治法所定の認可地縁団体の要件を満たさないものに対する認可は無効とされている。この要件は吟味する必要がある。

（豆田） 我々も、生産森林組合を解散して地縁団体になる道を検討した。地縁団体に着目するにあたっては、法人住民税を納めなくてよいだとか、税金の申告をしなくてよいという安易な気持ちもあった。しかし、地縁団体となると、赤ん坊にも権利が生じ、土地を売ってもその収益金を分けることができないというような説明を受けた。このような問題点も踏まえ、組合長が次々に交替するし木材が安く収益を得られないという状況の下で、運営の負担の軽い地縁団体へと移行した。森林面積が 50 ないし 60 ha にのぼる組合の中にも、地縁団体へと転換したものがある。

（植木） 地縁団体になっても、収益があれば法人住民税は賦課される（編集者註・地方税法 24 条 5 項、294 条 7 項）。この点を注意すべきである。

（野村） 間伐収入による組合経営の維持の見込みはどの程度あるのだろうか。

（植木） 生産森林組合で面積 150 ha を超えているところであれば、年間に 10 ha 程度間伐が可能で、このペースを維持すれば経営は成り立つ。面積規模が 7ha 程度の組合は、はどうやっても厳しいと思うが、組合の 3 分の 1 くらいは、経営計画を立て直せば 7 万円位の税金分はどうにかなるかと思う。

（松原） 林野庁の森林再生プランにもとづいていうと、このような森林経営計画を立てて、間伐をして収益を取得するのが、本来の姿だ。われわれも、その意味で、そのような計画に高い関心をもっている。山村振興という観点からのアプローチ、支援の方法を検討している。昨日、平成 25 年度概算要求が農水省内で決定し、来週以降、財務省に要求していく。林野庁は、山村振興対策を 1 つの柱として考えている。一方で、森林環境教育や、里山の景観の整備など、きめの細かい活動についても、数百万円程度の助成のメニューを検討しており、そういった点からも、国からの支援が可能だと思う。

第2報告

福岡県の入会林野の現状と課題について

福岡県農林水産部林業振興課 西山 幹男

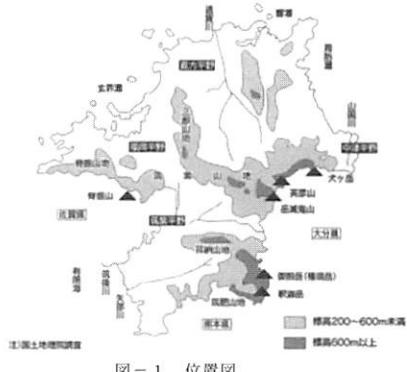
1 地域の概況

九州の北に位置する福岡県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝である。

福岡、東京間 880 kmに対して、福岡、上海間は 890 kmとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は 540 kmと、朝鮮半島や中国大陸に極めて近い位置にある。アジアへは空路とともに海路でも結ばれている。

県の面積は、約 4,977 平方 km で、全国 29 位の大きさ（平成 21 年 10 月 1 日現在）で、県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がっており、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があり、その川沿いには平野が広がり自然に恵まれている。

この 7 月の九州北部豪雨によって、矢部川上流部に位置する八女市、筑後川の中流域に位置する朝倉市、うきは市、遠賀川の源流域に位置する添田町などにおいて、被害が大きく、県全体では、死者 5 名などの人的被害 19 名、森林林業についても、林地崩壊や林道の損壊等 1,521 件、87 億円程度の被害が発生し、道路、河川、農業、水産業等の合計では約 670 億円の被害である。



2 森林の現況

福岡県の森林面積は 22 万 2 千 ha で、県土面積に対して 45% の割合となっており全国平均の 67%（18 年度末）より 20 ポイント以上低い割合である。

民有林面積は 19 万 7 千 ha で、その内人工林は 12 万 9 千 ha と人工林率は 66% であり、全国平均 46%（18 年度末）より 20 ポイント高くなっている。

福岡県内の森林計画区は 3 区域で、筑後川・矢部川の重要流域を区域とする筑後・矢部川流域森林計画区、遠賀川流域と大分県境までの遠賀川森林計画区、残る福岡市近郊の福岡森林計画区である。

各流域には、県の出先事務所として、筑後川流域に朝倉農林事務所、矢部川流域に筑後農林事務所、遠賀川下流域に八幡農林事務所、上流域に飯塚農林事務所、大分県との県境を流れる

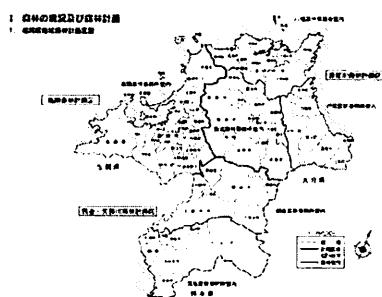


図-2 森林計画図

山国川流域に行橋農林事務所、福岡都市近郊の福岡農林事務所が設置されている。

各地区的林業の特徴は、福岡市を含む福岡地区は、都市近郊林が多く、森林の開発と保全との調和が重要な地域である。なお、森林率は42%、人工林率は64%である。

朝倉地区は、山林用樹苗と緑化木の生産が盛んで、林業の適地が多く、人工林率は85%と

県内の最高水準に達しており、県内国産材製品供

給の主要拠点となっている。森林率は40%、人工林率は85%である。

八幡地区（北九州地区）は、全国でも有名な優良な「合馬タケノコ」の産地で、工業都に隣接し、天然林の占める割合が非常に高く、自然休養林的な森林整備が重要な地域である。森林率は39%、人工林率は32%である。

飯塚地区（筑豊地域）は、県内最大の森林面積を有し、北九州市などの水源地として重要な役割を担っている。森林率は54%、人工林率は70%である。筑後地区は、昔は電柱材生産が盛んに行われた、「品種の八女林業」と言われる多品種造林の地域で、人工林の約8割をスギが占めており、スギの生育に適した地域である。なお、タケノコの生産も盛んな地域で、集団仕立て等の工夫が行われている。森林率は41%、人工林率75%である。

行橋地区は、良質材「京築ヒノキ」の産地で、人工林の約6割をヒノキが占めている。森林率は55%、人工林率は60%である。

3 福岡県の入会林野整備

昭和42年の第1期整備計画時の入会林野総数は、1,048件 23,052haで、飯塚農林管内に多く分布しており、飯塚農林では、民有林面積の約2割を占めていたことから、地域の林業振興にとってもその活用が重要な課題となっていた。

なお、昭和42年時の所有区分別割合は、部落有集団が約92%と殆どで、市町村有集団が約7%、残りが財産区有集団であった。

その後、第2期、3期、4期、5期と整備を進め、平成23年度末現在、入会林野の総数は、258件、10,765haとなっている。（表-1参照）

近代化法に基づく整備とともに、開発による買収などにより、総数は減少している。整備実績は、表-2のとおり昭和42年から平成23年度まで、105件 4,909haを整備し、未整備な入会林野は、153件 5,856haとなっている。

整備計画 年度	整備面積 ha				
	第1期 S42～ S43	第2期 S52～ S53	第3期 S62～ S63	第4期 H9～ H10	第5期 H18～ H23
入会林野集団 (件)	1,048	1,013	446	446	258
面積(ha)	23,052	20,944	21,496	21,496	10,765
地域別内訳 (件)	424	417	151	151	80
福岡農林管内(ha)	8,553	5,976	5,847	5,847	2,956
飯塚農林 (件)	137	135	55	55	38
面積(ha)	2,426	2,343	2,036	2,036	1,771
八幡農林 (件)	12	10	13	13	12
面積(ha)	1,711	1,630	1,728	1,728	987
筑後農林 (件)	157	135	126	126	71
面積(ha)	8,726	6,935	8,456	8,456	3,556
筑後農林 (件)	184	164	46	46	16
面積(ha)	1,948	1,548	1,557	1,557	531
行橋農林 (件)	124	121	55	55	38
面積(ha)	1,682	1,426	1,812	1,812	1,187
計 件	1,048	973	645	645	258
計 面積(ha)	23,052	20,944	21,496	21,496	10,765

表-1 入会林野整備の推移

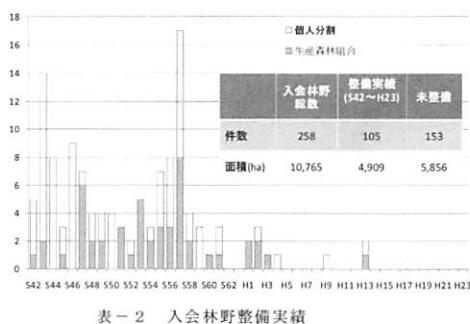


表-2 入会林野整備実績

整備の進捗状況を見ると、昭和 42 年に 5 件、昭和 43 年の 14 件から始まり、昭和 57 年の 17 件をピークとして整備を進め、第 1 期、第 2 期と整備実績は順調に伸びてきたのに対し、昭和 62 年～平成 8 年の第 3 期に入ると整備が進まない状況になり、平成 13 年度を最後に近代化法に基づく整備実績がゼロとなっている。

整備後の形態は、生産森林組合が約 4 割、個

人分割が約 6 割となっている。

4 生産森林組合の状況

昭和 42 年時の 15 組合、組合員数 2,270 人から、入会林野整備によって、平成 4 年まで増加してきたが、近年では、財政的な問題や組合員の高齢化等により解散する生産森林組合が出てきている。

平成 22 年度末現在の生産森林組合は、61 組合、組合員数の合計 5,399 人で、経営森林面積の合計は 2,451ha、出資額は約 8 億円となっており、全国の生産森林組合数 3,224 組合、組合員数 25 万人（平成 21 年度末）に占める割合としては 2 % と低い状況となっている。

年度	S42	S48	S54	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H22
組合数	15	22	39	52	57	63	62	63	60	61
組合員数	2,270	3,001	4,414	5,516	5,898	6,248	6,024	5,885	5,429	5,399
出資額(千円)	95,399	174,523	375,881	717,226	767,693	813,581	827,217	830,499	792,559	792,931
組合經營面積(ha)	787	956	1,539	2,238	2,391	2,548	2,543	2,556	2,444	2,451
販売数量(m3)	675	131	2,952	1,366	2,487	1,051	473	300	1,680	601
造林事業(ha)	336	10	5	4	11	11	3		1	

表-3 生産森林組合の状況

生産森林組合の設立内訳は、入会林野整備によって、平成 4 年まで増加したもので、それ以降横ばい状態で推移しており、平成 22 年度末現在、61 組合の内、約 7 割の 45 組合が入会林野整備により設立されたものである。

入会林野整備によって整備した生産森林組合の組合員数と従事者数の推移を見ると、図-4

のとおり昭和 48 年の 8 組合、組合員数 1,035 人、経営森林面積は 731ha から、平成 22 年度末現在で組合数 45 組合、組合員数 3,895 人、経営森林面積 1,791ha となっている。

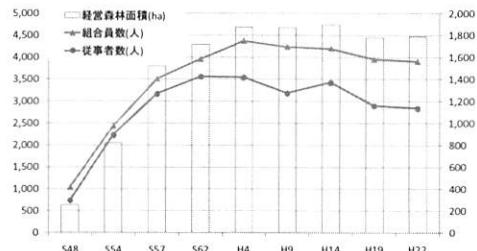
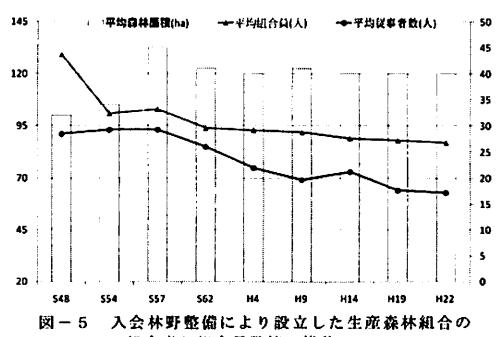


図-4 入会林野整備により設立した生産森林組合の組合員数と従事者数の推移

また、組合事業に従事した従事者数は、昭和 48 年の 731 人から平成 22 年度末現在 2,832 人となっている。この推移を「生産森林組合 1 組合当たり」に直すと図-5 のとおりである。

1 組合当たりの経営森林面積は、昭和 48



年の 32ha から増加し、昭和 57 年の 45ha をピークにその後、約 40ha の横ばい状態で平成 22 年度末まで推移してきているが、組合員数は昭和 48 年の 129 人から平成 22 年度末 87 人に、従事者数は昭和 48 年の 91 人から 63 人となっており、共に約 3 割減少している。

生産森林組合の事業活動の状況は、図-6 のとおりで、木材の販売については、各組合の森林の状況によるので、年度により差があり、平成 4 年度約 900、平成 19 年度約 800 m³の実績があるが、平成 22 年度は約 600 m³と減少している。

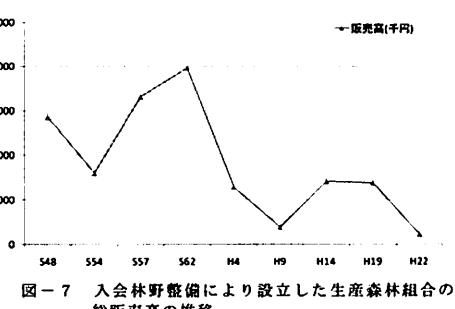
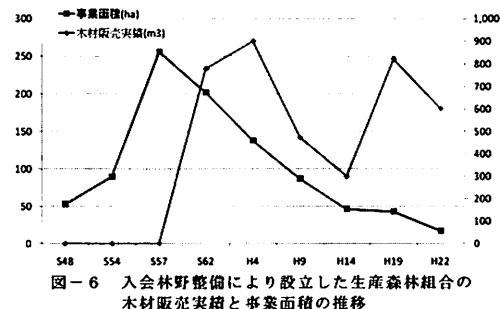
一方、保育等の事業面積については、昭和 57 年の 256ha をピークに下がり続け、平成 22 年度は 17ha にまで落ち込んでおり、特に保育事業は、当初から各組合で行われてきたが、実施組合数とともに数量も減少している。材価の下落、高齢化による従事者の減少等が原因と考えられる。

木材や緑化木、きのこ類等の総販売高の推移は、図-7 のとおりで、昭和 62 年の約 2 千万円から木材販売同様減り続け、平成 22 年度は約 2 百万円となっている。

各生産森林組合の経営状況は、木材価格の低迷により林業経営が成り立たず、大半の組合が累積赤字を抱え、法人市町村民税や法人県民税さえも大きな負担となっており、解散等についての相談が後を絶たない状況となっている。平成 23 年度末の生産森林組合は、61 組合であったが、平成 24 年度中に 1 組合が解散し 3 組合が解散相談中である。また、休眠状態の生産森林組合も少なくない。

解散の動機としては、主に 2 つあり、ひとつは定期的な収入がない中、毎年税金を支払わなくてはならないため、財政的に厳しいこと。もう一つは、組合員の高齢化により組織の維持が難しいというものである。また、材価が安いことも追い打ちをかけており、県内の組合において活動が活発な組合は、駐車場や採石場等の土地の賃貸により定期的な収入がある組合である。

なお解散後は、地元の自治会（地縁団体）への森林の譲渡がほとんどである。県としては、解散相談が続く中、生産森林組合として存在することのメリット・デメリットを検証し、適切な指導が必要と考えるとともに、この現状は、入会林野整備により所有権が確立



したものの、地域の森林の有効活用や環境保全が必ずしも十分図られているか疑問の残ることであるため、荒廃森林に移行しないよう適切な森林整備の指導も必要と考えている。

5 今後の整備への意向の状況

平成24年3月末で未整備の153件、5,856haの入会林野について、整備の意向を調査した結果は、表-4のとおりである。

基本計画認定済などの整備着手団体が16件あるが、そのうち継続の意思があった団体は、8件、921haに止まっている。

また、継続の意思のあった団体においても、整備実現の可能性について「厳しい」「極めて厳しい」と回答した団体が殆どで、「概ね可能」と回答した団体は1団体のみである。

「厳しい」と答えた理由については、「権利者整理が困難」、「経営の見通し懸念」、「沿革者の所在不明」等である。

未着手の団体137件については、約9割の128件が整備の意思がないか意思を決められない状態である。また、整備意思があっても「資金不足」や「土地の概要等を地元が把握していない」などの理由から、整備は非常に厳しい状況である。

継続の意思があったが、整備の可能性が厳しいと回答しているもの、着手したが打ち切りとしているもの、未着手で整備意思無しとしたものの理由としては、「今までの入り会い利用で可能」、「合意形成が困難」との答えが多く、次に「権利者不明」、「場所・境界確定困難」、「高齢化・後継者不足」、「意思無し・減退」、「リーダー等不在」の順となっている。

理由として「今までの入り会い利用で可能」と答えた団体では、既に県や市と分収契約等を結び管理しているので問題ないというところもある。

「権利者不明」、「場所・境界確定困難」については、整備中の団体から最も相談があるもので、「高齢化・後継者不足」、「意思無し・減退」、「リーダー等不在」については、どこの地域にも共通するもので、大きな壁に突き当たっていることが感じられる。

行政にとって整備を一步でも進めるために必要なことは次のような点が考えられる。

- ① 整備意思有りの団体については、「整備への指導と援助」が必要と考える。既に行政としても課題が小さかったところが整備され、残ったところはそれだけ課題が大きいものと思われるため、根気強く地元の意欲を把握しながら適切な支援をしなければならないと考える。
- ② 整備意思無しの団体に対しては、「運営状況の把握と指導」が必要と考える。先程も述べたように、整備した団体においても地域の森林の有効活用や環境保全が必ずしも十分図られていないことも予想されるため、未整備の地域についても、荒廃森林とならないよう状況の把握と必要な森林整備の情報等の指導が必要と考える。
- ③ 生産森林組合の経営状況、解散の理由等を考えると、整備後の団体への支援として、

	入会林野等面積 (H24.3.31 現在)	内訳			内訳			内訳		
		整備着手	継続	打切	未定	未着手	整備 意志 有り	整備 意志 無し	整備意 志不明	
件数	153	16	8	5	3	137	9	109	19	
面積 (ha)	5,856	1,416	921	404	90	4,441	401	3,656	384	

表-4 今後の整備への意向の状況

「法人税の減免等」が考えられるのではないかと考える。しかしながら、近代化法に基づく整備に係る土地取得に係る減免措置が今年度から廃止された現状を考えると、国においても対応が難しいものと思われる。

④ 市町村、県など行政の支援体制の充実が必要と考える。整備が完了した地域においては、市町村の協力が非常に有効であったが、現在、広域合併等により農政や観光・商工といった数多くの業務を兼務しなければならず余裕がなく、また予算もない市町村が大半である。地元で積極的に調整役、推進役を果たすようなリーダー的人物が必要であるが、行政側においても事務処理の指導等を行う担当者の存在が欠かせないと思われる。また、入会林野整備については、平成 14 年以降実績がないことから、現場で指導する職員等の多くが未経験者となってきたことから、支援体制の充実が必要と考える。

第 2 報告に対する質疑

(座長 野村)

報告によれば、福岡県では、入会整備事業は昭和 57 年をピークに減少し、平成 14 年以降の整備実績はゼロで今後進むということをあまり考えられない。むしろ解散が問題になるような状況である。

(植木) 法人住民税減免の必要性を指摘されていた。その方法として何が考えられるか。

(西山) 法人住民税減免については、過去の本会会報にも掲載されている（編集者註・半田良一「入会集団・自治組織・そしてコモンズ」[2006 年] 村落と環境 2 号 26 頁以下、減免に関する半田教授の意見は 39 頁）。福岡県でも、20 万円の住民税を納付している組合もある。総務省から施策が出されればよいと思う。具体的な減免措置についてはまだ検討していない。法人住民税問題の解決手段として、植木さんが報告された利用間伐促進という方法は、当然に考えられることである。

(佐藤) 1 組合当たり組合員数等の推移について、平均の組合員数、平均従事者数ともに徐々に減少し、組合員従事者割合といふ。西山さんの報告では 7 割ということだったが、都市近郊にあって、兼業や高齢化が進む状況下において非常に高い。この人々は、基本的に報酬を受け取っていないのではないかと思う。昔ながらの入会的な感覚で従事しているのではと思うが、従事内容はどのようなものか。下刈り以上の、徐間伐までしているのか。

(西山) 保育事業面積は、かなり減っている。最近、植栽作業はない。間伐もここ 1・2 年は行われていない。組合員による作業は、年に 1、2 回程度で、しかも簡単な内容の作業に留まっている。実施事業体数もかなり減ってきてているようで、簡単な保育作業のみで、報酬を支払っていない組合が多いようだ。

(柳田) われわれ畑生産森林組合も、事業収入、特別収入なしの状況だが、年間を通じて従事作業を実施している。そして、正式には次年度から経営計画を策定して事業を始めようと具体的に動いている。先ほどの報告で、福岡県では 61 組合が存続しているとのこ

とだが、経営計画を立て、または今後立てようとしている組合を把握できているかどうか教ほしい。経営計画の立案は厳しく、これまでのような従事作業だけではなかなか補助金が得られない、今回は、特に間伐作業については、よほどの計画を立てて、木材を産出しないとなならないず、それには経費もかかる。そのような状況の中で、長崎県でもそうだし、福岡県でもそうだが、休眠状態の組合や経営不振で何もできないような組合において、組合員が法人住民税まで負担しているという話を聞くなか、そのような経営計画が本当に生産森林組合のような零細企業で出来るのかどうか、それを福岡県の団体指導課としてどのように把握してどのように指導をしようとしているのか具体的に教えてほしい。

(西山) 福岡県の場合、生産森林組合の指導は団体指導課が担当し、私の方では林業経営、森林経営計画の方を担当している。その状況を説明すると、現在まだ森林経営計画の策定は実質ゼロである。これは、森林経営計画の前の森林施業計画がまだ生きているからだ。しかし、その計画も平成 25 年くらいまでに、全てが経営計画へ移行できるよう、森林組合や個人に対し、指導している。ただ、搬出間伐、利用間伐というような部分では、造林補助金、直接支払を実施している。ただ全部を搬出しなくてはならないということではないようなので、そのあたりは、補助金の趣旨を見てもらいたい。全部を一度に伐採して市場に出せば、今回のように材価が安くなってしまう可能性もある。確かに、木材を伐採して出さなければならぬが、無理な経営計画は立てないでほしい。小規模の山林であっても、個人に分割するよりも集団的に管理した方がよいことも多い。そのような場合、当然に経営は零細化する。その中で、森林をどう経営し育成していくかが問題だ。たとえば、事業費が 100 万円しかないから経営計画は立てられないということではないと思う。その点に誤解がないようにしてほしい。経営計画については、私たちも生産森林組合からの相談に乗れるし、八幡農林事務所も同様だ。この両面から相談に乗れると思う。経営計画を策定するため、今、県庁でエクセルでのシステムを作つて配付することにしており、あとは林・小班とか森林の状況を把握されていると思うので、計画的に、ある山林と別の山林をどう集約するか、あるいは、作業道をどのように設置するかといった計画を組み合わせて作成していただきたい。

(松原) 補足したい。森林経営計画は、あまり進んでいないというのが実情だが、それでも、徐々に実施例が出始めている。生産森林組合を主体とする計画も、いくつかはすでに策定に着手し、またこれが完成している例もあると聞いている。必要に応じて県庁から計画課に問い合わせてほしい。

(柳田) 今まで経営計画について、法律や規則が変わったということで、県の講習会・説明会があった。私も何度か参加した。このほど、法改正により施業計画から経営計画へと変わるので、これまでのような安易な経営をしてはいけないというのが指導の内容であった。われわれ畑生産森林組合の場合、今まで施業計画を進めてきており、この計画に従つて組合員を全員作業に従事させてている。また、それ以外にも、急傾斜地や規模の大きい作業等を（これらは女性や高齢の組合員では難しいので）、80 名近い組合員の中から約 25

名、志願者による作業班を組織して、年間8日にのぼる山林施業に従事してもらっている。今年でわれわれの施業計画の期限が終了する。来年からは、新しい経営計画を実施しなければならない。そこで、市の担当者に、どのような計画を作ったらいいのか、どういう経営をして行けばよいのかを相談した。その時の返事は、きちんとした本当の林業経営が求められており今までのような生半可なことは出来ない、たとえば5年計画を立てて認可された場合、計画どおり実行しなければ罰則があり補助金を返納しなければならないという事態も考えられる、それができないならしない方がよいといわれた。国は、そのような経営計画を実施させようとしているが、実際、組織の足元が揺らいでいる生産森林組合の中には振り落とされる組合が出てくるのではと危惧している。この点を含めて聞きたい。

(西山) 今まで地域活動支援交付金という制度があり、それなりの助成等を受けていれば、施業計画での、たとえば、森林を譲渡し、あるいは開発したら助成金返還などの措置は当然にあった。ただ、新たに厳しくなったというよりは、経営計画を立てる際には、それだけ綿密な計画を立案してほしいということだ。当然、計画に従った事業実施に対して補助金は交付される。むろん、結果として計画が実行されないこともあります。たとえば、間伐計画を立てていたが災害があったので当年は作業道の復旧に力を費やし、間伐は翌年に実施するように変更するというのは差し支えない。その時点で変更計画を立てて提出していただければよいが、この点は面倒だろう。ただ、厳しくなったというよりは、市の担当者は、計画どおり実施してほしいということが言いたいのではないかと思う。集約化して、しっかりした計画で組合にお金が残るようにというのが、今度の経営計画制度だ。県も、森林施業プランナーの育成を実施進めることにしている。畑生産森林組合の地元の北九州森林組合にもプランナーがいると思うので、そのようなスタッフに相談して、現実に実行できる事業を計画してほしい。なお、生産森林組合の中での、志願者による作業班組織という方法は非常にいいことだと思う。現在、林業担い手が不足している。のような作業班がずっと仕事ができるような環境を作るためにも、森林経営計画をきちんと立案し、毎年作業員が何人必要かを把握して、計画的な常時雇用を目指していただきたい。再度、その辺をよくご相談してほしい。けっして、がんじがらめというわけではない。施業は確実に実施すべきだが、できなければ変更計画を提出すべきということだ。

(江淵) 権利者不明と回答する地域があるとのことだが、ここは、整備手続き中か。

(西山) 整備計画備中の地域で、権利認定の手続きの際にまだ判明していない部分があるように報告を受けている。

(江淵) 入会集団において権利者が不明ということは考えにくい。入会地が記名共有主義で名義人またはその子孫の行方がわからないということではないか。

(西山) 詳細はよくわからない。権利者不明と回答があった。

(江淵) 記名共有主義が残っている人、あるいはその相続人であっても地域を出たら入会権者ではないことを確認しておきたい。要するに、地域外に転出した者は入会権者として扱う必要はないことが原則である。

第3報告

共有山は山村地域の住民にとって何であるのか — 島根県浜田市弥栄町小坂集落の事例から —

日本学術振興会特別研究員
島根大学生物資源科学部
福島 万紀

1 はじめに

1960年代以前、山林は山村の日常生活で利用する燃料の供給源として、また刈草や落ち葉堆肥など農業用資材の供給源として、欠かすことのできないものであった。だが高度経済成長期以降の産業構造の転換にともない、多くの人々が農山村地域から都市へ転出した。さらに、化石燃料や化学肥料が広く普及し、山林資源に依存してきた農山村地域の生業形態が大きく変化した。その後、都市における旺盛な木材需要の背景にスギやヒノキなどの造林が奨励されたが、その時期を重ねるべくして木材の輸入自由化が開始し、国産材需要が低迷した。

山村における山林の役割が、自給面においても、換金面においても希薄化している現在、山村地域に暮らす人々は、周囲の山林をどのように認識しているのか。また、山林の共同利用・管理という枠組みを、山村で暮らすことの中に位置づけることは可能であるのか。本報告では、上記の問い合わせに対し、島根県内の山村集落において実施したフィールドワークと文献調査からみえてきた知見を提示し、山村における山林の共同利用と管理をめぐる、さらなる議論のために必要な方向性を考察する。

2 島根における山林利用の変遷

島根県が位置する西中国山地では、古くからたら製鉄が行われてきた。たら製鉄では、「粉鉄七里に、炭三里」という言葉で示されるように、砂鉄の採取場所はたらから七里（約28km）離れたところから持ってきてても採算が合うが、木炭の材料については三里（約12km）以内でないと採算が合わないといわれるほど、大量の木炭を必要とした^[1]。

二〇世紀になり、西洋式の溶鉱炉を備えた製鉄所が本格的に操業を始めると、たら製鉄は衰退し、製炭用木炭にかわって家庭用燃料木炭が山村経済を支えた。だが1960年代以降、石油やガスの普及とともに家庭用燃料木炭の需要は激減した。1970年代以降、木炭の原材料であるブナ科広葉樹を用いた原木シイタケ生産に多くの農家が取り組んだが、1990年代後半の干シイタケ価格の低迷^[2]を契機に多数の農家が生産を停止した。

1960年代の石油やガスの普及は、農山村における薪炭材需要をも激減させ、化学肥料の普及にともない利用されなくなった草刈山にマツ、スギ、ヒノキが植えられていった。だが1980年になって国産材需要が低迷すると、以降の育林管理が行われないまま、多くの

植林地が放置された。つまり、自家利用として使われてきた山林も、換金目的で使われてきた山林も、様々な経路をたどりつつ、利用や管理が停止した状態に至っている。かつて木炭の原料としてさかんに利用されたコナラやアベマキ、クヌギ等のブナ科広葉樹は、伐採されることなく大径木化し、在来の甲虫が入り込みやすくなることで、「ナラ枯れ」が増加している。

そのような状況下で、山村に暮らす人々は、周囲の山林をどのように認識しているのか。山村で暮らしていくこと、山林の共同利用・管理の結節点は、どこにあるのか。報告者は、島根の山村に暮らしながら、それらを問い合わせてきた。本稿では特に、ある山村集落における共有山の存立過程と現状に着眼し、上記の問い合わせへの回答を探りたい。

3 調査地概要

報告者が 2009 年から住み込み型のフィールドワークを行ってきた旧那賀郡弥栄村は、1956 年に安城村と城東村が合併して発足した自治体であり、2005 年に近隣の市町村と合併し、現在の島根県浜田市弥栄町となった。1920 年代より 1950 年代まで、弥栄村の人口は 5,000 人前後であった。だが 1960 年代になって、都市部の労働力需要が高まるとともに、それまで好調であった木炭産業が低迷すると、多くの人々が稼ぎ仕事を求めて転出した。1960 年に弥栄村内ではじまった県営発電所のダム建設工事は、木炭にかわる新しい稼ぎの手段であったが、ダム工事が終わると、関西や四国への長期の出稼ぎがごく自然にはじまった^[3]。さらに 1963 年の豪雪災害が、人口流出の引き金となり、1960 年代前半の 5 年間で、弥栄村の人口の約 3 分の 1 が流出した。2005 年の国勢調査における人口は 1,615 人であったが、2010 年の国勢調査で 1,492 人であり、減少を続けていた。2011 年 4 月の住民基本台帳における高齢化率は 43.0 % であり、27 ある集落のうち 12 集落で高齢化率 50% を超えている。

報告者は、弥栄町に 27 ある集落の一つである小坂集落に着目した。小坂集落の人口は 106 人 44 世帯（高齢化率 33.0 %）であり、弥栄町内で唯一、生産森林組合と共有山を保持している。なぜ、小坂集落にだけ、このような生産森林組合と共有山が存在するのか。それが、報告者が小坂集落で調査をはじめた着眼点であった。小坂集落は、報告者が居住する集落^[4]に隣接するため、報告者は多くの小坂集落住民と顔見知りである。小坂集落は、1889 年以前まで、小坂村として存在していた。1888 年に町村制が制定されると、1889 年に小坂村は近隣の 3 旧村と合併し高城村となった。高城村の中心役場は現在の小坂集落内に立地していた。

小坂集落の自治会は、集落の各戸の代表者（主に男性）により運営されている。数年前まで自治会の役員とは別に生産森林組合の役員が選出されていたが、近年の集落人口の減少にともない、一部の自治会役員が生産森林組合の役員を兼務している^[5]。集落の自治会には、会計、水道部、管理部、社会部、産業部という役職があり、自治会の会計が生産森

林組合の会計を担当し、管理部が生産森林組合に関する会計以外の仕事を担当し、自治会長が森林組合長を兼務する。近年、生産森林組合では独自の事業が行われていないため、管理部の仕事はクリアボックス内に保存されている生産森林組合に関連する資料を保持・管理することが主な業務である。報告者はまず、それらの資料を読解することから調査を開始した。

4 小坂生産森林組合に保存されている過去書類の解説

クリアボックス内に保存されていた資料のうち、一番古い記録は、1903（明治 36）年に小坂郷区に在住する個人が、現在の共有山の一部（I 区）を小坂郷区に売却したことを見示す書類である^[6]。次に古い記録は、それまで小坂郷区で慣習的に共同利用・管理してきたと考えられる現在の共有山の大部分（II 区）について、1912（大正元）年に小坂郷区が登記表示申請をした書類である。この登記申請は、1989（明治 22）年町村制発布とともに発足した高城村への申請であった。その後 1915（大正 4）年に、II 区は小坂郷区の数名の個人に名義変更された。1912 年に、共有山を「小坂集落のものである」と登記表示申請し、そのあとすぐに、小坂郷区の数人の個人名義に書き換えた背景には、1911 年から当時の政府が本格的に着手をはじめた「部落有林野整理統一事業」の影響があったのではないかと、報告者は推察している。

集落で慣習的に利用・管理されてきた山林を、政府の管理下におこうとする圧力は、戦後の 1947（昭和 22）年に再び高まった。そのような情勢は、「共有山存続誓約書」と題された資料からうかがうことができる。以下は、同資料からの抜粋である。

本部落ニハ古来ヨリ共有地山林ヲ____外三名即チ____ノ四名持チ____外二十四名即チ
____ノ二十五名ヲ持ツテ所有權ヲ代表シ来タリシモ今般政府ニ於テ山林総合非常対策要綱トシテ私有林一世帯当リ五町歩ヲ限度トシ余分ハ國有トシ近ク實施サレムトスル
情勢ニ鑑ミ二月四日午前八時戸主会ヲ開催シ 四六名出席 三名委任 次ノ通り遂次
協議ヲ進メタリ （__部は小坂集落に在住していた個人氏名）

「一世帯当リ五町歩ヲ限度トシ」、「余分ハ國有」とする「山林総合非常対策要綱」の詳細は不明であるが、1947 年に発令されたポツダム政令 15 号（部落会の解散と財産処分に関する政令）や、当時の山林資源の荒廃・枯渇状況を反映した動向と関連があると考えられる。小坂集落の住民は同年 2 月 4 日に緊急の会議を開き、

前記ノ如ク一世帯当タリ五町歩限リ国有ニ移サレタル場合當部落内ノ農業經營上甚
ダ不利ヲ蒙ルコト絶大ナリ併而現在名義者中ニハ死亡或ハ他町村へ転出シタル者モ
若干アリ之ガ整理ノ必要モアリ傍々委員ヲ選定シ之レガ措置ヲズルコトヲ委任スル
為メ選挙ニ依リ次の十名ヲ選定シタリ

(中略)

現在私有林五町歩以上ノ所有者ハ勿論壱町歩以上ノ所有者ヲ名義者トスル事ハ私有林ト併セ五町歩ヲ超過スル故シ以テ殊ニ私有林ノ少キ世帯ヲ以テ名義人トスル事斬如ク以上二五名分トスル場合一世帯當リ私有林ト併セテ四町七反余トナル

と協議し、実行した。すなわち、1世帯当たりの山林所有面積を5町歩(5 ha)に限ってしまうと「部落内ノ農業經營上甚ダ不利ヲ蒙ル」こと、また共有林の名義者の中には「死亡或ハ他町村へ転出シタル者」があり、登記名義を整理するが必要があるという理由から、前述の「山林総合非常対策要綱」への対応策を協議した。その結果、私有林をすでに1町歩以上所有する者を共有山の名義にすると、「私有林ト併セ五町歩ヲ超過スル」ため、集落に在住する「私有林ノ少キ世帯」25名の名義に書き換えることで、上記の要件を回避できると結論を出した。非常に強い結束力を持った共同体であることがうかがえる。

その後、共有山は水田の水源として、また各世帯の薪や茅採取、炭焼きの場として利用され、集落共同の植林も実施された。1960年代以降は木炭にかわる商品作物としてシイタケ栽培、ワサビ栽培、蚕産なども開始された。都市部の工業化にともなう旺盛な木材需要を背景に、スギやヒノキの植林等も奨励されたが、その後、国産の木材や各種林産物の需要が低迷し、雇用機会を求める若者世代の転出が継続した。

山村の生業の模索が続くなか、1966年に「入会林野近代化法」が制定されると、それまで村落共同体で管理されてきた「入会林野」を手続き上、「解体」し、新たに「生産森林組合」を設立することが勧められた。生産森林組合を設立することで、各種の補助事業を有利に活用できるという利点も提示された。そこで小坂集落の住民らは、1972年に入会林野整備組合を設立し、1973年12月に同組合を解散して生産森林組合を設立した。入会林野整備組合の基本方針は、

1. 入会林野整備の対象とする林野の範囲は、小坂部落の慣行による入会林野の全筆とする。
2. 入会林野整備後における土地利用は、ワサビ適地、農地造成の可能地は極力農業に活用するが、育林を主体として林業政策を計画的に行い、その経営成果により地区民の所得向上を図る。
3. 入会林野整備後における経営は、生産森林組合等協同経営の方向を検討する。
4. 入会林野整備後における権利の形態は共有とする。
5. 組合員は、相互の意志を尊重し、互譲の気持ちで円満かつ適正に整備計画が行われるように努める。

であった。

5 生産森林組合の経営状況

生産森林組合の設立以前までに、小坂集落の住民は共有山内に合計約 12 ha のスギ林を造林した。生産森林組合の設立以後は、分収造林契約による植林が主で、1992 年までに合計 71 ha のスギ・ヒノキ林を造林した。この面積は、小坂集落の共有山の全面積の 44 % におよぶ。共有山の全面積の 46% は、広葉樹が自然再生した「立野」である。小坂集落に在住するシイタケ農家が、数年に一度、不定期で共有山内の広葉樹を入れにより購入している。その他は、目立った木材利用は行われていない。生産森林組合が直営する造林地において、小坂集落住民の共同作業による間伐作業が行われたのは、1997 年が最後である。

小坂生産森林組合の 2011 年度の決算書、および 2012 年度の予算書をみると、恒常的な収入源は電力会社や電信電話株式会社に貸出している電柱等の敷地利用料 2~3 万円である。また電柱の周囲を伐採した場合に、毎年数千円から数万円程度の収入が入る場合がある。シイタケ農家による共有山内の広葉樹林の買い入れ価格の詳細は不明であるが、筆者が滞在した 4 年間のうち実施されたのは一度であり、恒常的な収入源とはいえない。前年度からの繰越金を除くと収入は 3~10 万円程度である。前年度からの繰越金は小坂集落の自治会会計の一部を財源としている。その内訳は、中山間地域直払い制度の交付金を積み立てたもの、小坂集落で独自運営している水道料金の積立金等である。

支出をみると、2011 年度会計で法人市民税が 6 万円、法人県民税が約 2 万円、固定資産税が 15,400 円である。さらに、税理士事務所や商工会議所へ事務委託手数料等が 8~10 万円を超える出費となっている。

6 山林に対する住民意識の変化

小坂集落の自治組織の運営委員である 40 から 60 代の男性の多くは、浜田市内の会社などで勤め仕事をしながら、水田耕作を兼業で行い、さらに草刈り、各種の集落活動を行っている。また彼らのパートナーの女性らも、福祉施設や農場等で勤め仕事に従事しながら、草刈り作業や自宅近くの菜園畠で農業を行っている場合が多い。兼業で農業を行うかたわら、様々な行事をこなすため、山の管理や手入れまで、手がまわらないのが現状である。このような住民の生業形態と山林利用をめぐる著しい変化の中で、生産森林組合についての住民意識も変化してきた。

まず生産森林組合について、「組合の会計を補てんするために自治会からのお金を少しずつ食いつぶしている」という意見を 40~50 代の複数の男性から聞いた。一方、別の 60 代男性は、「将来、木材を販売する際に備えて、税理士事務所を通じ、しっかりと会計を記録し、文句を言われない書類を作ておくということが大事である」と主張する。その背景として、その 60 代男性は、「15 年ほど前に宮の屋根替えをする費用を工面するため、共有山の山林の一部を売却しようとした際、800 万円の販売収入に対し、300 万円の税金を請求されたことがある。住民が共同実施してきた下刈りや枝打ち等の作業記録を復元するのに大変な労力を費やした。会計や活動記録をしっかりとしないと後で苦労する」と語

る。それが、現在も税理士事務所への委託を継続する最大の理由であるという。また小坂集落では、「公共施設、お宮や公民館などの建て替えはすべて共有山の木を売って賄ってきたので、公共施設を新しくする際、自分のお金を出そうとする人が少ない（60代男性・同上）」という。じつさいに、小坂集落の共有林内では1950年代に植林された造林地が存在し、今後、公共施設等に必要な費用を得るために木材を販売する可能性は十分にある。

小坂生産森林組合において、最後に共同作業が行われたのは1990年代後半であり、以降は組合員による共同作業は実施されていない。だが、毎年一回、各世帯を代表して男性1名が集まり、共有山の山頂にある宮まで参拝道の草刈を、山麓から山頂にむかって行っている。草刈後は、宮司による祭りが山頂で実施され、宮への敬意と信仰がみられる。小坂集落の水田面積は合計約22町（22ha）であるが、それらはすべて周囲の山林の湧き水や谷水を水源としている。地形をみても、小坂集落の河川の水源は小坂集落の山林に限られていることが、山頂の宮への敬意と信仰の継承に関連してきた可能性がある。だが、生産森林組合や共有山そのものについては、話題になることがほとんどなく、50代以下の世代ではその存在が明確に認識されていない。40代以下の世代では、山頂の宮や自宅付近の山林以外に足を踏み入れた経験さえも、大変に少ない状況である。

小坂集落では2012年時点で2000年以降に移住した世帯が2戸みられるが、いずれの世帯も生産森林組合に加入していない。生産森林組合に加入するためには、1世帯あたり10万円の出資金が必要であるが、加入しても明確な利益が得られないのが現状である。移住世帯に対し、自治会への参加の誘いはあるが、生産森林組合への勧誘は行われていない。

7 まとめ：山村と山林の結節点を模索するために

上記の状況は、日本各地の山村において広くみられる課題である。では、自給面においても、換金面においても、山林の役割が希薄化している状況下において、山村における暮らしと山林の結節点を再び見出していくことは、どのようにして可能であるのか。報告者は、これまでのフィールドワークを通じ、まずそのような問題意識自体が、すでに外部者による「積極的な問い合わせ」の一端であることを感じてきた。ではそのような問い合わせは、現在の山村において、どのような意味を持つのであろうか。

まず、山林への関心が低下する現状においても、山村地域の水田は山水に依存している。このことは、当たり前すぎて、普段は意識されることが少ない。報告者の問い合わせに応じた住民の一人は、その後、あらためて共有山に关心を持ちはじめた。このように、地域外からの目で地域の状況や歴史を整理し、それを地域にフィードバックすることで、山村の暮らしと森林の有機的なつながりについて、新たな認識が生成する可能性がある。その上で、共有山と生産森林組合の今後のあり方を判断するためには、山林利用の将来的な方向性をしっかりと見据え、制度上の長短も含めた十分な情報を得る必要がある。

報告者は、山村地域における暮らしと山林利用が再結合するためには、山林の役割を水源涵養機能に限定するのではなく、山村住民が参加可能な小規模林業を再評価する必要が

あると考えている。1980年代以降の林業の低迷は、丸太価格の低迷のみに起因するものではない。労働賃金の上昇により、育林費用や伐採委託費用が上昇してきたことも、林業採算性の悪化要因である。そのような状況下では、委託林業よりも、森林所有者自身による低投資型の林業経営が有効であることが報告されている^[7]。このことは、組合の今後の経営方針を考える上でも重要な視点である。

これまで、小坂集落では共有山の木材売却利益を公共施設等に利用してきたことから、今後も共有山からの直接的個人分配を期待する住民は少ないと考えられる。だがもし生産森林組合の自営経営を前提とするのであれば、作業従事者への利益還元の必要が生じ得る。その場合は、共有山の所有法人を生産森林組合から地縁団体法人に移行してしまうと、不都合が生じる可能性がある。林業経営を組合員自身が担う可能性あるのか、それとも委託林業を主体にするのかによって、どのような法人格を判断する必要がある。

都市から山村への移住者は、木材の伐採や利用に高い関心を持っていることが多い。だが山村における林業活動が縮小している現状では、小規模林業の技術を日常的に習得する機会は少なく、参入が困難である。山村の在住者に共有山を次世代につなぐ意思が存在しなければ、共有山の将来像を描くことはできない。その上で、地元在住者にとって、地域外からの移住者や訪問者の視点は、新しい発想をもたらす契機になる可能性があるだろう。だが移住者にとって、農山村地域において培われてきた共同性を理解することが困難な場合があることも忘れてはならない。共同性の中に、どのように多様性を担保しつつ、新しい共同体を作っていくのかが、課題である。

引用文献および注

- [1] 杉浦文夫「家庭用木炭生産の発展」,『島根の山林』, 山陰文化シリーズ 38, 今井書店, 1971 年, pp.104-105.
- [2] 島根県農林水産部林業課「森林の整備・保全の状況」,『島根県の森林・林業・木材産業』, 島根県農林水産部, 2012 年, pp.29.
- [3] 中国新聞社 「くずれゆく村」,『中国山地 上』, 未来社, 1967 年, pp.32.
- [4] 報告者は、2009 年 4 月から 2013 年 3 月まで、島根県中山間地域研究センタープロジェクト研究員および日本学術振興会特別研究員に従事しつつ、小坂集落に隣接する集落に居住した。
- [5] 生産森林組合の総会は、自治会総会と同日の前後の時間帯に実施されている。
- [6] 旧土地台帳にみられる II 区の最も古い登記記録は、1899(明治 32)年に届出、1903(明治 36)年に認可された 55 名の連名である。それらは 1912(大正元)年に「誤謬訂正」として「小坂郷区」に書き換えられた。何が「誤謬」であったかを知るために追加調査が必要であり、現時点では不明である。
- [7] 栗栖祐子「林業不況下におけるスギ産地の林業経営の実態－静岡県竜山村・天竜市と高知県梼原町の事例を中心として」,『農林金融』, 54(4), 1999 年.

第3報告に対する質疑

(座長) 現在小坂地区では、生産森林組合が設立されているようだが、福島さんの報告は、入会権、自治会にも関係し、さらにコモンズ的な捉え方も入った問題提起であった。幅広い点を対象としているのが、同報告の特徴だ。

(牧) 小坂生産森林組合では、平成9年にヒノキ林を伐採販売したところ、800万円の販売収入に対して500万円の課税をされそうになったということだが、仮に800万円全額をの課税所得として計算しても、実効税率は32%から35%になる。したがって、納税額は、せいぜい300万円程度はないかと思う。

(福島) 話を聴いた人の認識違いかもしれないが、300万円という納税額としても少な
くない。これが動機で、現在では、税理士に申告を委託するようになっている。

(牧) 当時の申告の際に、費用を控除していないのか。

(福島) 控除していない。共有林時代から、集落の人びと（入会権者）が出役して育林して
きたが、長い間の出役を記録せず証拠書類を提出できなかった、非常に無念で、記録を残すことの大切さを感じたということであった。

(岡本) 「共有山のはじまり」について、共有山が高城村の名義になったということだが、この点について聞きたい。

(福島) 大正元年に高城村役場に共有山の現在の地名が登記されとの記録があった。

(岡本) 高城村は、明治22年町村制によって生まれた行政村だ。おそらくこの山林は、町村制の前後を通じ、生活共同体としての旧小坂村村民の共有入会地として管理が続いたのではないか。旧土地台帳の確認が必要だろう。また、新規の転入者が2名あることだが、この山林が生産森林組合所有財産ではなく共有入会地であれば、入会慣習により、入会権の取得（入会集団への加入）の是非が決まる。地域への転入者が入会集団に加入できるかどうかは、その慣習（地域のルール）で決まるということだ。生産森林組合の場合には、新規加入の是非や加入手続は組合定款による。集落の一員として、仲間づきたいが認められたのなら、入会集団の構成員になってもらった方がよいかもしれない。

(福島) 集落では、この転入者が最近は色々な役割分担をしてくれるし、仲間の一員と思
って差し支えないだろうという気持があるようだ。

(佐藤) 私も、この集落を調査で訪問したことがある。福島さんの調査は、住民からよ
く聞き取りをされ、とてもよい成果を上げている。小坂集落では、農業生産組織を作っ
ていているということだが、農業によって集落を維持することは強みだ。個々的農家が兼
業であっても、集落に組織を作り、この集落独自のお米ブランドを作っている。これこそ、
村おこしだ。

(福島) このお米ブランドは、弥栄町内で唯一のもので、これをさまざまなイベントを
利用し販売している。

(佐藤) それが森林経営と結びつき、たとえ生産森林組合の経営が苦しくても、そのよ
うな特産品の収入で地域が潤うということが大切で、とくに農業の直接支払が有効だ。加

えて、小坂の場合、木材生産活動が活発とはいえないでも、森林内の路網等がかなりきちんと整備されている。これが大事なポイントではないかと思う。直接支払交付金をこういうことに使うということが大切だ。また、最近、農地に関し、環境支払いという制度がある。このような農業に対する施策が、荒れている森林の管理の立て直しに影響を及ぼすという例が増えている。さきほど、林野庁の松原課長から、山村地域に補助金が出るようになったという話があったが、これまで林業政策としては集落を対象にしたもののがほとんどないという状態だった。しかし、農業の直接支払等で集落を対象にしたものが、森林の維持にかなり役に立っている事例がある。ただ、この農業の直接支払を生産森林組合の維持に役立てるということに関しては、行政から問題として指摘されないか、気になっている。

(福島) 中山間地域の直接支払交付金は、小坂集落全体で400万円にのぼる。そのうちの半分を10年間積み立て、集会所の建て替え費用に充てている。小坂の場合、これは、生産森林組合維持のためというより、集落のための支出と意識している。もっともこれは、間接的には生産森林組合の維持にもつながるものだが。

(豆田) 直接支払は、個人分配の他は、集落づくり、すなわち集会所の建築、水道や水路、防火施設の維持などのために使用されるべきものだ。これが共同利用分だ。その恩恵を地域内の非農家が受けても差し支えない。共同利用分は、このように集落維持のために積み立てられるもので、小坂地区におけるそのような支出は、特殊ではない。そのように使わなくてはならないお金だ。

(江淵) 新規の転入者について聞きたい。

(福島) 現在の転入者は、2世帯。うち1世帯で子が産まれて4名になった。

(江淵) これは現地の行政の施策にもとづく転入者か。

(福島) 弥栄町は、新規移住者対策を1970年代から行っており、町内に70戸以上の定住住宅を設けている。小坂地区の転入者のうちの1世帯は、その定住対策に応じて転入した1ターン者の2世だ。その1世は、別の集落に居住している。もう1世帯は、弥栄町の青年組織が弥栄定住ツアーを企画し、これに参加して弥栄町を訪れた人が定着したというケースだ。

(江淵) これら転入者の生業は農業か。

(福島) 1世帯は農業をしているが、特にこの人は小坂集落における貴重なマンパワーで、草刈りができない世帯の草刈りを時給で請け負っている。その財源は、直接支払交付金だ。

(江淵) 転入者は、生産森林組合に加入しているか。

(福島) 加入していない。集落の自治会員としては認められており、転入者が生産森林組合の組合員と誤解している人もいる。生産森林組合の加入には10万円の出資が必要で、これが転入者の加入の障害となっているようだ。

(江淵) 小坂の共有山はすべて生産森林組合有地になっているのか。

(福島) 共有山と呼ばれている山林は、すべて生産森林組合有地だ。ただ森林基本図上で一部記名共有の土地があることを確認している。

(江瀬) そうすると、入会整備の範囲に含まれなかつた小坂共有山が残っているのか。

(福島) そうではない。それはもとから小坂共有山ではなかつた土地で、集落とは無関係の個人的な財産だ。

(高尾) 生産森林組合には、税制の上で特徴がある。それは、事業収入に対しては従事割配当をすれば、それが全額損金と認められることである。もし、この収入を集会所やお宮の維持など地域の共益のために役立てたいというのなら、配当を受けた組合員各自がこれをその資金として提供すればよい。この方法で、節税できる。各人が出役した記録が必要なのは、森林の育成経費を積み上げ生産原価として控除を認めてもらうためである。農業や漁業の生産組合の場合には毎年収入があり、経費も明確で、毎年の従事割配当が可能だ。しかし林業は農業や漁業と異なり、生産期間が 50 年以上と非常に長期に亘る。そして、その投資は、初めの 10 年間に集中する。それから 40 年以上が経過して収益を得ることになるが、40 年以上も前の投資すなわち資金や労働力の投入の記録を正確に残しておくというのも難しい。また出役にあたり、組合員が無償で労務を提供することがほとんどだから、これについて組合に経費支出記録が残らないのは当然だ。そこで生産森林組合の場合には、森林を伐採して収入が得られた時に、組合員に対して従事割配当をし、その総額を組合の損金として扱うという方法は合理的だ。組合員は、山林所有者でありその配当収入は、山林所得となる。山林所得については基礎控除が 50 万円認められる。そのために、一般的には組合員各自がこの所得について所得税を納付する必要はなくなる。ただ、ここでいう従事とは、組合員による直接の育林作業への参加をいう。したがって、外部に作業を委託した場合には、従事したことにはならない。

(福島) ご指摘の点を現地に伝えたい。従事割配当にあたり、育林作業に従事した記録は必要ないのか。

(高尾) 従事割配当は、数十年の無償作業に対する配当であつて、その年の労働の対価ではない。伐採木売却収益を得た年の組合総会で従事割配当を決議し、その年の決算書にその総額を損金として記載する。苗木を植栽したはるか昔の従事記録がないということは一般にありうることで、これがないから従事割配当は認められないということはない。数十年に亘る作業の対価だから、配当金が一人当たり数十万円という金額にのぼっても不思議ではない。これが、生産森林組合の特徴だ。

(福島) 税理士からは、そのようなアドバイスは受けなかつたようだ。

(高尾) 税理士も、生産森林組合の従事配当についてはあまり詳しくないと思う。逆に税理士に生産森林組合の制度はこのようなものだと指摘すべきだろう。

(福島) 確定申告にあたつては、通常、証拠書類の提出を求められる。そのような申告実務の常識を考えると、過去の作業従事につき記録していなかつたことが悪いのだと、現地の人びとは考えてしまう。従事割配当の損金処理という原則を、今後は現地にしっかりと

と伝えたい。

(豆田) 従事配当は限度があるという話を聞いた。配分になれば、配分したとして税務署を通ったということは、何年もして後で税務署の方からどうか何か言われたということはあるから、その辺のことは確かなことじゃないが、従事割配当という制度はあるが、配分という方法もあるということを聞いた。どのように課税が異なるか詳しくはわからないが、2通りの方法があるようだ。

(高尾) 生産森林組合の場合の従事割配当は、利益の配分の要素も含まれるのかもしれない。ただし。生産森林組合の制度上の配当は、出資割配当と従事割配当しか認められていない。

(佐藤) 生産森林組合がなかなか収入を得られないといつても、資源構成を見ると利用できる用材林は増えている。直営で事業をするか、それとも委託するかという問題は、地域の森林組合と、生産森林組合の労働力の兼業状況、市場との関係で決まってくると思うが、大規模製材工場や民間の素材生産の方、そういったマーケットからの刺激というのはないのか。

(福島) 私は、弥栄町は岡山県恵庭市のような特定の産地でと違い、不利ではないかと思っていた。しかし、高知県の事例が、弥栄でもチャレンジされた。小坂集落から車で1時間の距離の地区に、原木市場が2つある。共販市場と私営の市場だ。私自身で、2011年の11月に、株式会社の市場にスギをトラックで5トンほど搬入したところ、5万円、平均m³当たり9千円で売ることができた。要するにやってみることだと思う。この地域において針葉樹の林業は比較的新しく導入されたもので、スギのような生産物の出荷は、ほぼ初めての経験に近いことだった。これまででは、炭焼きをして炭を売るなど広葉樹の利用が一般的だった。要するに、今、技術と情報がないということが1つのポイントで、林業は低迷しているといわれるから、初めからチャレンジする気がなくなってしまうのではないか。

ただ木材を市場に運ぶには、最低でも2トントラックあるいはバックホーが必要になる。その2つさえあれば、専業としてではなくても副業としての林業が、中山間地地域の再生のポイントになるのではないか。

(野村) 今日は生産森林組合の解散がテーマになったが、小坂地区では生産森林組合が重荷になっているということはないか。

(福島) 生産森林組合という方式は金がかかると考える人がいる一方で、評価する人もいる。その人は、生産森林組合という方式は将来への投資だと考えている。このような人は少数派だが。この人は、私の調査に対しても期待してくれている。小坂における過去のさまざまな歴史や、小坂が有する資源を見る形で記録することへの期待だ。来年の正月に、私がこの集落で研究してきたことを発表することになっている。その時に、生産森林組合に対してどのような新しい認識が生まれてくるだろうかと思っている。

(野村) 小坂集落においては、生産森林組合の構成員と自治会の構成員がほぼ重なって

いるようだが、自治会の方から組合へ資金援助されているように見える。そうすると、組合を解散して山林を自治会に贈与したらどうかという意見は出ないだろうか。

(福島) 他の地域の状況を、小坂集落の人びとはあまり知らない。現在、生産森林組合を負担に感じてはいることは確かだが、解散という意見までは出ていない。ただ、今後は、解散が合理的であればこれが視野に入ってくる可能性もある。

(野村) 集会所が建築されたとのことだが、その登記は誰の名義か。

(福島) 地縁団体の名義となっている。機械組合は任意団体で法人ではない。

(牧) 私が住む鹿児島市では、定年後、60歳を超えて転入する人が結構いる。そういう例はあるか。

(福島) この集落に限定しなければそのような例もある。定年後にUターンする例と定年後に新規で移住する事例があるが、どちらも最近のことなので、それぞれの集落の正式な一員となっているかどうかはわからない。

(牧) 私は、(税理士事務所職員としての)職業柄、農業会社の担当もしたことがあるが、そこで赤字が出ると、販路拡張のためよそから仕入れて売るということをカンフル剤としてやっていた。

(植木) 私が話を聞いた生産森林組合では、キノコを栽培していた。組合所有のヒノキ林の中のコナラを伐って菌を植えて収穫し販売している。

(牧) それになると、行政機関から、あなたたちはお百姓さんなのか、それとも八百屋さんなのと言われてあんまりよくないということを聞いた。

(松原) 森林組合法によると、組合事業として認められない。

(牧) そこは少し緩和してもらいたいものだ。

(豆田) 我々生産森林組合は、育林して伐採しても、木材を商品として市場に出せない。間伐はやむをえないとしても、成木も伐り棄てにせざるをえない。伐採木をすべて市場に出しても売れず、赤字になってしまう。そうすると、林家も業者も、何のために木材を搬出するのかわからなくなってしまう。林野庁としての意見を聞きたい。

(松原) 安価でしか売れないことが分かっているのに商品を市場に出さなければならぬというのは、林業だけだ。この問題を、長期的テコ入れによって改善してゆくことを、国は考えなければならない。その一つの策が、需要拡大だ。建築材以外の需要を考えなければならない。また、伐採木をすべて市場に出さなければならないということはない。5ha以上・10m³以上が補助金の要件だ。通常は1ha当たり50ないし60m³可能なので、搬出量としては低い要件といえる。

(福田) 問題になるのは間伐率だ。20%とするか、33%を超える割合とするかで補助金の額が変わる。その点で困ってしまう。

(松原) そこは、コストに見合った収益が得られるかどうかで考えて実施してほしい。

質疑応答における発言者（発言順）

野村 泰弘（座長 島根大学）
牧 洋一郎（沖縄大学地域研究所特別研究員）
植木 寿朗（長崎県県央振興局林業課）
高尾 徳次（大分県日田市在住）
福島 万紀（学術振興会特別研究員・島根大学）
小林 和代（福岡県団体指導課）
岡本 常雄（大阪府箕面市在住）
江渕 武彦（島根大学）
松原 明紀（林野庁経営課）
豆田 忠（佐賀県生産森林組合協議会）
西山 幹男（福岡県林業振興課）
佐藤 宣子（九州大学）
柳田 正夫（北九州市畑生産森林組合）
福田 浩一（長崎県対馬振興局）

閉会あいさつ

監事 川原 祥治

村落環境研究会は、この7月より9期目に入りました。この間、旧西日本入会林野研究会の頃と比較して、女性陣の活躍が目立つようになったという印象を受けます。このシンポジウムにおきましても、女性の報告が得られ、活発な発言をいただけましたことは、まさに喜ばしいことです。今後も、女性会員のさらなる活躍に期待したいと思います。このように、新しい夜明けが近づいたように感じ、次回の開催地でも明るい展望が見えたことを嬉しく思いますと、同時にますます発展していくからと思っております。

[研究会記事]

第9回総会及び理事会の開催

1 日時 2012年9月7日

2 会場 福岡市九州大学箱崎キャンバス 21世紀交流プラザⅡ

3 出席者（顧問・役員のみ掲載）

顧問 中尾英俊

理事 江渕武彦、岡本常雄、福村良一、牧洋一郎、佐藤宣子

監事 川原祥治、野村泰弘

4 議長選出

理事会及び総会では、会則第7条第2項及び第3項に基づき、いずれも会長江渕が議長を務めた。

5 理事会の成立

過半数の理事が出席したため、会則第7条第3項により理事会が成立した。

6 議事

- ① 第1号議案 第8期（2011年7月1日～2012年6月30日）事業報告及び決算報告が行われた。その後鑑査報告があり、審議の結果、全員一致で承認された
- ② 第2号議案 第9期（2012年7月1日～2013年6月30日）予算案が提示され、審議の結果、全員一致で可決された。
- ③ 第3号議案 役員の改選について

（会則第6条理事10名以内監事2名、任期2年）

現役員

理事長	江渕武彦	島根大学
理事	矢野達雄	広島修道大学
理事	福村良一	山口県長門市在住
理事	泉 英二	愛媛大学
理事	枚田邦宏	鹿児島大学
理事	牧洋一郎	鹿児島市在住
理事	岡本常雄	大阪市箕面市
理事	大庭礼三	(退任申し出)
監事	川原祥治	福岡市在住
監事	野村泰弘	島根大学

新役員

理事長	江渕武彦	島根大学
理事	矢野達雄	広島修道大学
理事	福村良一	山口県長門市
理事	泉 英二	愛媛大学
理事	枚田邦宏	鹿児島大学
理事	牧洋一郎	鹿児島市在住
理事	岡本常雄	大阪市箕面市
理事	佐藤宣子	九州大学
監事	川原祥治	福岡市在住
監事	野村泰弘	島根大学

その他

- ・次回シンポジウムの開催について
島根大学又は愛媛大学での開催を予定

第8期 村落環境研究会収支決算書

(2011年7月1日～2012年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	備考
前期繰越	414,815	414,815		
会費	120,000	62,000		会費 20人 賛助会員 2法人
その他	585	68		受取利息
収入合計	535000	476,883	-58,517	
2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
第8回シンポ開催経費	20,000	48,530		事務局旅費
機関誌印刷費	80,000	118,630		
会議費	0	0		
通信費	8,000	17,700		会報発送 17,230 切手代 470
事務用品費	5,000	0		
振替手数料	2,000	2,400		会費郵便振替 1,560 印刷会社へ送金 840
次期シンポ開催準備経費	10,000	0		
支出合計	125,000	187,260	+62,260	
3) 次期繰越	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
次期繰越	410,400	289,623	-120,777	

監査報告書

2011(平成23)年7月1日から2012(平成24)年6月30日までの第8期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2012年(平成24年)7月25日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
監事 野村 泰弘 印

第9期 村落環境研究会收支予算書

(2012年7月1日～2013年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	第8期決算 (A)	第9期予算 (B)	(A) - (B)	備考
前期繰越	414,815	289,623		
会費	62,000	80,000		
その他	68	77		受取利息他
収入合計	476,883	369,700	-107,183	
2) 支出の部	決算(A)	予算(B)	(A) - (B)	
第9回シンポ開催経費	48,530	0		
機関誌印刷費	118,630	120,000		
会議費	0	0		
通信費	17,700	13,000		
事務用品費	0	5,000		
振替手数料	2,400	2,000		会費郵便振替
次期シンポ開催準備経費	0	5,000		開催地に対する要請及び調査経費
支出合計	187,260	145,000	-42,260	
3) 次期繰越	決算(A)	予算(B)	(A) - (B)	
次期繰越	289,623	224,700	-64,923	

編 集 後 記

第9回シンポジウムは、福岡市・九州大学箱崎キャンパスで実施しました。このキャンパスの農学部林政学教室（当時）には、本研究会の前身たる西日本入会林野研究会の事務局が20数年の長きに亘って置かれていました。この教室出身の佐藤宣子理事（九州大学農学研究院教授）に、シンポジウム開催にあたり、ご尽力いただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

2005年に、西日本入会林野研究会から現在の村落環境研究会へと改まりましたが、旧研究会時代には、福岡県では1987年に、朝倉郡杷木町（現在は朝倉市）所在の原鶴温泉で、第13回シンポジウムが開かれました。このシンポジウムで佐藤先生が報告されていたことをよく覚えています。それにしても、福岡県での開催としては、18年ぶりとなりました。

第10回シンポジウムは、島根県松江市内で開催予定です。いずこにおいても、生産森林組合の維持に難渋をきたしており、法人住民税問題等が原因で、林野を認可地縁団体の管理に移す地域が続出しているようです。しかし、私たちは、組合解散後の林野管理の実体をよく知りません。次期シンポジウムにおいては、この点を課題としたいと思います。

（江渕）

村落と環境 第9号 2013年7月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話／FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
E メール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年 会 費	一般会員 2,000 円 賛助会員（団体・法人）5,000 円
印 刷	アイメディア株式会社
	福岡市中央区港 2-11-8 電話：092-721-0769
